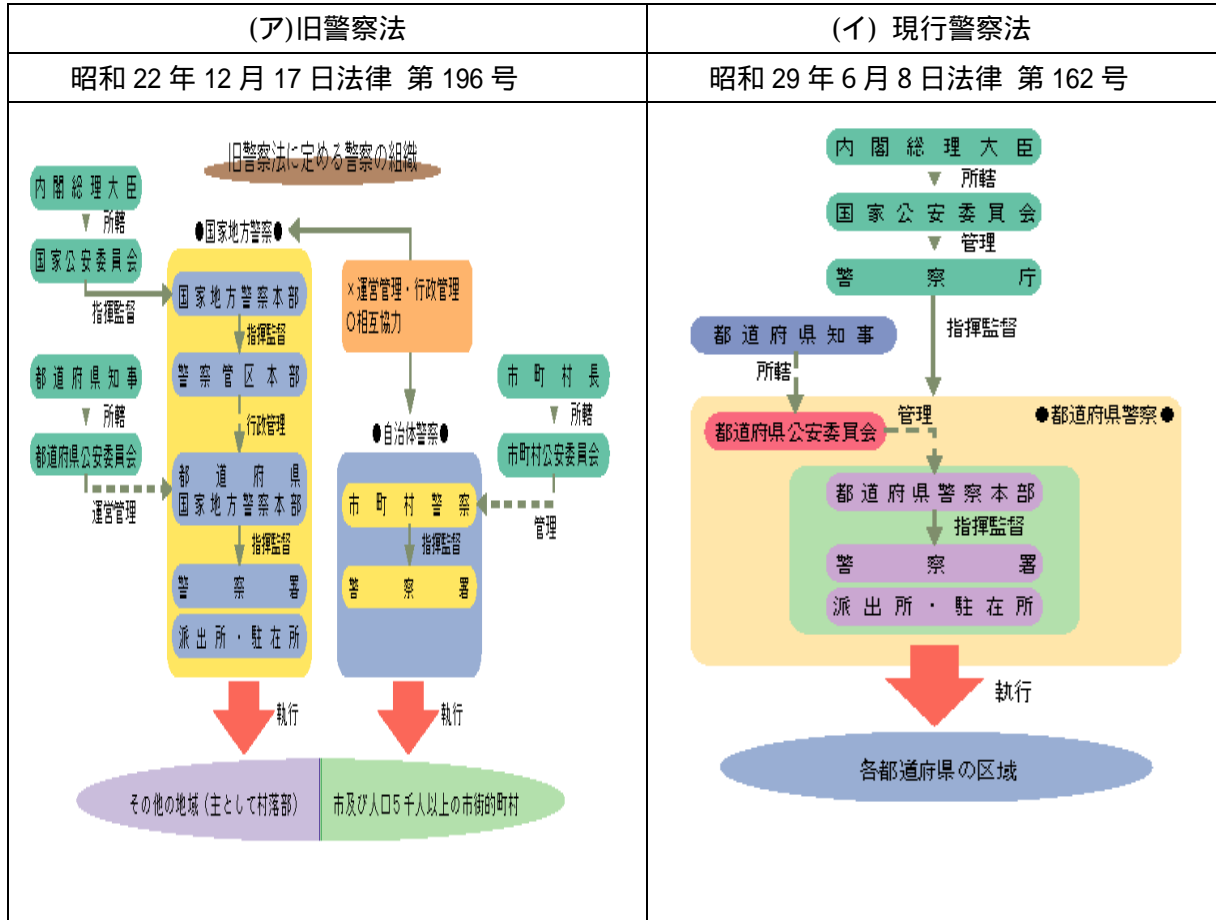


1 旧現警察法組織比較



出典:警察庁ホームページ

2 変遷(第3回特別区制度調査会「資料2 都が行なう大都市事務の概要 参考資料」から抜粋)

【1-1】旧警察法（昭和 22 年法律第 196 号）

昭和 22 年 9 月の片山総理大臣の警察制度改組計画に対するマッカーサー書簡に従って警察法が制定された。従来中央集権的国家警察を根本的に改革して、国家地方警察と自治体警察の二本建てとするとともに、その責務を限定し、その管理を民間人からなる公安委員会に委ね、警察運営の民主化を促進することを目的とした。

ア 都道府県国家地方警察と自治体警察

- ・自治体警察（市及び人口 5000 以上の市街的町村）
- ・都道府県国家地方警察（自治体警察の管轄区域を除く都道府県の区域）

第 40 条 市及び人口五千以上の市街的町村（以下市町村という。）は、その区域内において警察を維持し、法律及び秩序の執行の責に任ずる。

## イ 公安委員会制度の採用

- ・国家公安委員会及び国家地方警察隊

第4条 内閣総理大臣の所轄の下に、国家公安委員会及び警察官の定員3万人を超えない国家地方警察隊を置く。その経費は、国庫の負担とする。

### 【1-2】旧警察法における特別区の取扱い

#### ア 特別区公安委員会の設置

- ・警視總監の任命・罷免は、内閣総理大臣の意見を聴くこと
- ・委員は、都知事が、都の議会の同意を経てこれを任命する。

#### イ 警視庁の設置

第51条 特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における警察の責に任ずる。

第52条 前條の特別区には、都知事の所轄の下に市町村公安委員会に相当する特別区公安委員会を置き、その委員は、都知事が、都の議会の同意を経てこれを任命する。

第52条の2 特別区の存する区域における自治体警察の警察長は、特別区公安委員会が、これを任命し、一定の事由により罷免する。

前項の場合においては、特別区公安委員会は、内閣総理大臣の意見を聴かなければならない。

第52条の3 特別区の存する区域における自治体警察に要する経費は、都の負担とする。但し、国庫は、予算の範囲内においてその一部を負担することができる。

第53条 前4條に規定するものの外、特別区の存する区域における自治体警察については、特別区の存する区域を以て一の市とみなし、市町村警察に関する規定を準用する。

### 【2】新警察法（昭和29年全部改正、法律第162号）

人事の停滞、広域にわたる犯罪の鎮圧の困難、警察維持に関する財政的困難のほか、国の法令の執行が地方の事情・政治力・財政力等によって不合理な差別を生ずることを解消するため、自治体警察を廃止し、都道府県警察へ一本化した。

#### ア 国家公安委員会の設置

#### イ 警察庁の設置

#### ウ 都道府県警察、警視庁の設置

#### エ 都警察に警視總監、道府県警察に道府県本部長を設置

第4条 内閣総理大臣の所轄の下に、国家公安委員会を置く。

第15条 国家公安委員会に、警察庁を置く。

第36条 都道府県に、都道府県警察を置く。

第38条 都道府県知事の所轄の下に、都道府県公安委員会を置く。

第47条 都警察の本部として警視庁を、道府県警察の本部として道府県警察本部を置く。

第48条 都警察に警視總監、道府県警察に道府県本部長を置く。

第49条 警視總監は、国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て、任免する。

### 3 国会会議録(警視庁の名称の存続、都道府県警察の一元化)

19回 衆議院 地方行政委員会 24号 昭和29年03月06日

柴田達夫 国家地方警察本部警視長(総務部長)

柴田(達)政府委員 引続きまして逐条の説明を申し上げます。第二節都道府県公安委員会のところであります。(略)次は第三節。都道府県警察の組織に関する規定であります。

第四十七条は警視庁及び道府県警察本部の規定でございます。都道府県警察というものは、その全体を管理する機関として都道府県公安委員会がございまして、その下に警察の万般の職責を執行いたします都道府県警察の執行組織があるわけでございます。**その都道府県警察の本部といたしまして、首都は特にこの本部の名称を、警視庁という伝統の名称を尊重いたしました。**・・・警視庁の場合は特別区の区域内、道府県本部の場合は道府県庁所在地に置くということにいたしました。それからこの本部の内部組織は、府県という自治体のことでございますので、条例で定めることにいたしました。(略)

第四十九条は、そのうちの警視總監の任免に関する規定でございます。**警視總監は、首都の警察の長という重要な地位でございますので、特にこれは内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任免することといたしております。**反面におきまして、都公安委員会は、管理機関であるところの立場からいたしまして、任命権者であるところの内閣総理大臣に対しまして、警視總監の懲戒または罷免に関し、必要な勧告を行うことができることとしたのでございます。(略)

19回 衆議院 本会議 10号 昭和29年02月16日

犬養健 自由党 法務大臣

国務大臣(犬養健君) 今般提出いたしました警察法案につきまして、提案の理由並びにその内容の概略を御説明いたします。

現行の警察法は、戦後早々にして占領政策の一環として施行せられたものでありまして、・・・何分にも匆忙の間に当時の国際事情を反映しつつ制定せられましたために、わが国情にいささか適しないところが多く、その運用の結果に徴しましても非能率にして不経済の欠陥を免れず、・・・かかる欠陥を是正するために早晚抜本的な改正の必要であることは、つとに世人の広く認めるところでありました。(略)

第二には、警察を府県警察に一本化したことであります。すなわち、警察の能率的運営を保持するため、現在の国家地方警察及び市町村自治体警察はともにこれを廃止いたしまして、新たに都道府県警察を置くこととしたのであります。・・・ここに一言申し加えたいのは大都市の警察についての措置であります。**大都市警察につきましては従来種々議論の存するところでありましたが、結論において、これを府県と併立させることは、大都市とその周辺地区とを遮断せしめまして、このために、警察対象としての両地区の一体性を阻害し、警察運営の有機的**

活動に著しき障害を来すのみならず、財政的にもきわめて不経済な結果となりますので、これを都道府県警察に一元化する必要を認めた次第であります。(略)

19回 衆議院 地方行政委員会公聴会 2号 昭和29年03月17日

清水長雄 東京都議会副議長 公述人

清水公述人 ……東京都議会は、…一本の完全なる自治体警察を強く主張し、これを決議しております。占領治下におきます行き過ぎの点につきましては、もちろん是正すべきでありましょうが、…地方分権の趣旨を没却いたしまして、地方自治体が完全なる自治体警察を持ち得ないような制度に対しまして、反対をいたすものであります。

御案内のように、東京都は人口七百五十四万を数える、最も大きな完全なる大都市であり、地方自治団体であります。同時に一面におきましては、都市の性格を持ちます公共団体であります。従いまして、いずれの面からいたしまして、東京都が完全なる自治体警察を持つことは当然であります。そこで現在改正にあたりましていろいろ論議になつておりますが、そのうち最も大きく問題視されておるのは、何と申しまして、都道府県一本の警察制度の問題と、任免の問題であると思ひます。

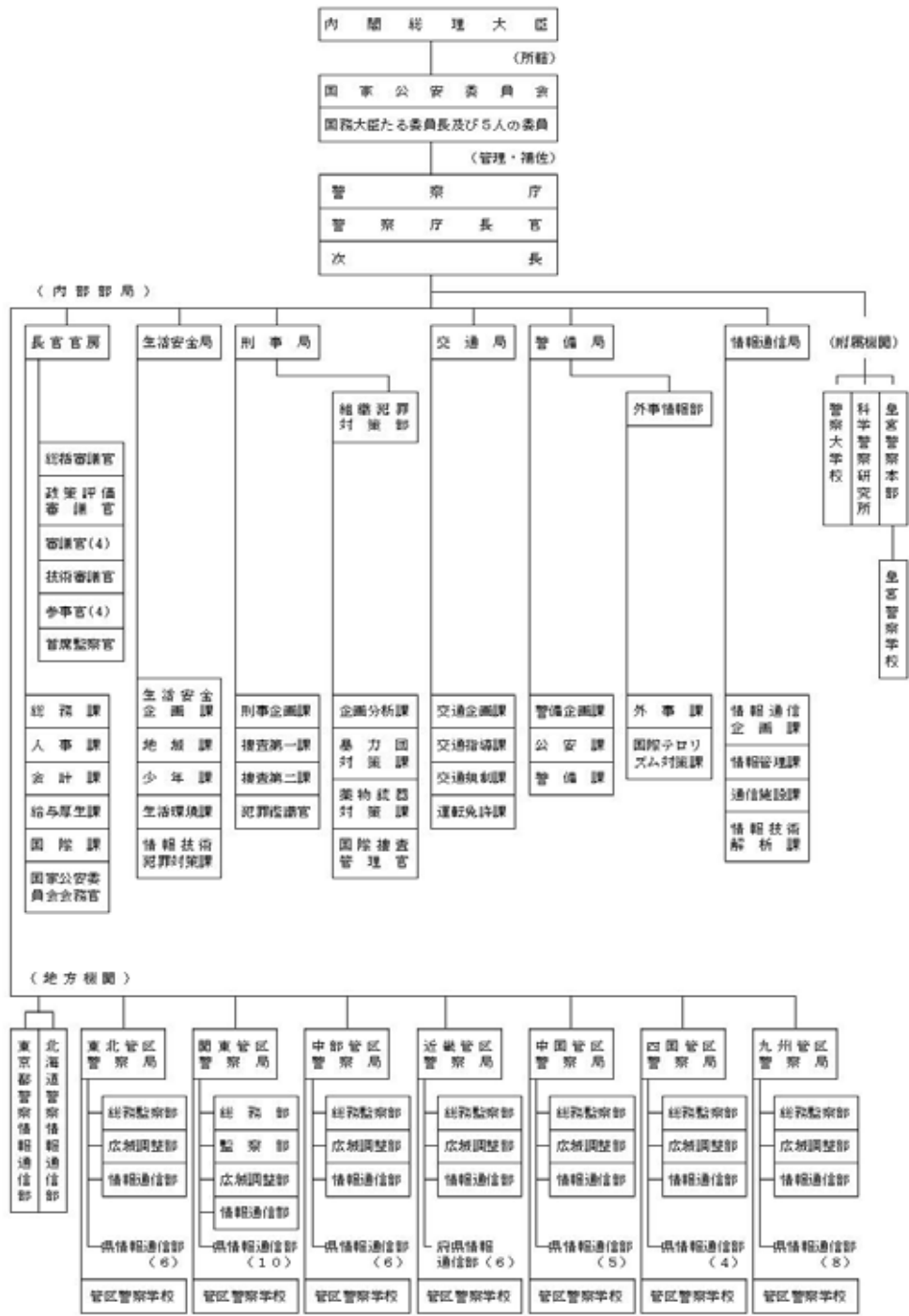
東京都は先ほど申し上げたような大都市の性格を持ち、一面におきましては府県の性格を持つております。さような関係で、三多摩の自警、国警に関係しております市町村の理事者、並びに議会はもちろん、国警、自警に関係をいたしております職員も、また警視庁に統合し一本となることを希望しております。…政府原案によりますと、警視總監の任免は、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任免することとなつております。…この東京都の公安委員会が、警視總監の任免に関し何らタッチし得ない。任免権を持っていないということにつきましては、まことに不合理きわまるものでありまして、…かようなことになりましたらば、結局時の権力者に警察が濫用しやすいようなことに相なるのでありまして、…また警視正以上の幹部の任免でございますが、…警視正以上の幹部が国の公務員であるということになりますと、結局警視庁全体があげて国家的性格になり、また口では自治体警察と称しましても、実質は国家警察のような形に相なるのであります。

(出典：国立国会図書館「国会会議録」)

### 3 参考1 機構図

## 【国の警察機構図】

出典:警察庁ホームページ「警察のしくみ」から抜粋



# 【都道府県の警察機構図】

出典:警察庁ホームページ「警察のしくみ」から抜粋

